

3-6 農山漁村・離島等の集落

3-6-1 基本的な考え方

(1) 農山漁村・離島等の集落における課題（中部圏広域地方計画より）

農山漁村地域では、過疎化や高齢化等により、活力が低下しているため、美しい景観や豊かな自然環境に配慮した生産基盤と安心して暮らすことができる生活環境の一体的・総合的な整備を進め、都市と農山漁村との交流・連携を通じて活性化を推進する必要がある。

また、交通不便地域等では、生活幹線道路の整備を推進するとともに、コミュニティバスや乗合タクシー等、地域の実情に即した交通手段の導入・検討を進める必要がある。

多様な役割を果たす豊かな森林資源の整備・保全に向け、森林の適正な整備、保全を実現する間伐の実施や針広混交林化を進めるとともに、国土保全上重要な森林や優れた自然環境を有する森林については適切に保全、管理する必要がある。

(2) 低炭素都市・地域づくりの考え方

1) 農山漁村・離島等の集落における低炭素都市・地域づくりの効果

ヒアリング等を実施した自治体においては、低炭素都市・地域づくりに期待している効果として、二酸化炭素の排出量削減のほか、以下の取組効果をねらいとして各種施策に取り組んでいる。

- 木質バイオマスなどの利用による農林業などの地域経済の維持・活性化
- 公共交通機関の利用促進による交通弱者の移動手段の確保
- 環境対応車や電動自転車利用などによる観光振興や交流人口の拡大
- 新産業の創出による産業の活性化、雇用の創出

そのため、農山漁村・離島等の集落における低炭素都市・地域づくりの取組の実施に当たっては、各自治体の政策方向を見据えつつ、これらの効果を考慮しながら、取り組んでいくことが重要となる。

2) 重要施設と再生可能エネルギー供給施設の配置に関する考え方

中部圏においては、南海トラフ地震等の大規模な地震による被害が懸念されていることから、大規模災害時等における再生可能エネルギー供給施設の配置の考え方について整理する。

農山漁村・離島等の集落は、山あいや海岸沿いの小規模な平地に形成され、限られた道路ネットワークによって各集落が結び付いており、集落ごとに学校や公民館などの地域の避難所が分散して立地している場合が多くみられる。こうした地域では、がけ崩れなどによる道路閉塞により、集落が孤立・分断されることが懸念される。このため、地区の避難所などの近隣において、再生可能エネルギーなどによる小規模な発電施設を分散して配置することが望まれる。

また、災害時における電力確保が可能となるよう、電気自動車等の運搬可能な蓄電池を重要施設に近接した場所に配置することも考えられる。

3) 低炭素まちづくりの取組や再生可能エネルギー活用の効率的かつ効果的な組合せに関する考え方

農山漁村・離島等の集落においては、河川や森林などの自然資源のポテンシャルが高いことから、1つのプロジェクトに併せて、関連する施策を組み合わせることにより、効果的に低炭素まちづくりや再生可能エネルギー利用を実施できる可能性を有している。

以下に、自治体アンケートやヒアリングの調査結果を通じ、低炭素まちづくりや再生可能エネルギー利用を、より効果的に促進する組合せのケースを示す。

<木質バイオマス発電 × 森林の育成>

- ・木質バイオマスの燃料として、地域の森林の間伐材を使用することにより、健全な森林の育成が促進されるとともに、間伐に関わる雇用拡大など地域に及ぼす経済波及効果も期待できる。

4) 低炭素都市・地域づくりの概念図

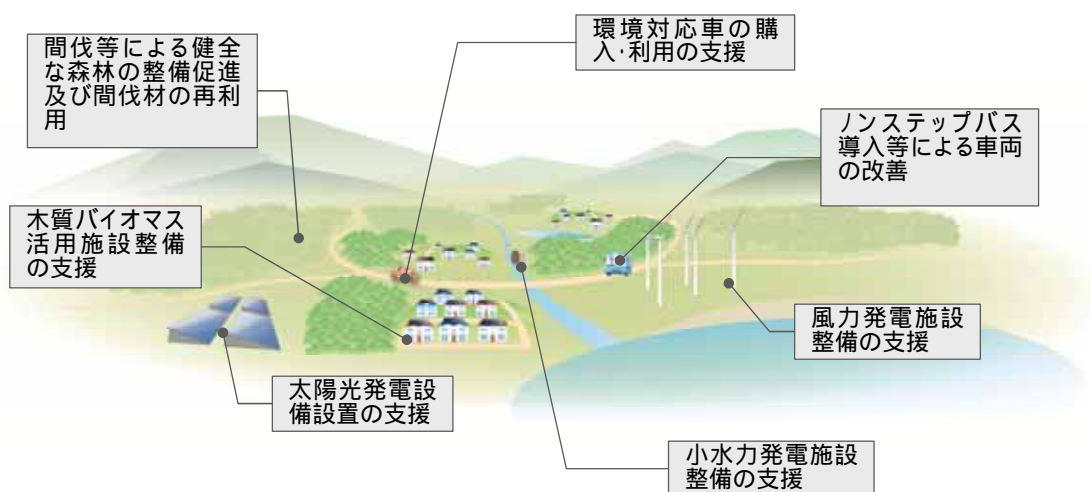


図 農山漁村・離島等の集落における低炭素都市・地域づくりの概念図

(3) 都市機能等の配置例

低炭素都市・地域づくりを実践するに当たり、とりわけ、農山漁村・離島等の集落の都市全体における都市機能の配置の考え方が重要となることから、先進的に取り組んでいる自治体の都市機能の配置例を以下に示す。

【新都市の場合】

■新都市都市計画マスタープラン都市構造図



■新都市都市計画マスタープランにおける都市将来像と理念

将来像：「市民ひとが^{ひと}つなが^{みさと} 山の^{みさと} 湊 創造都市」

理念：「豊かな自然環境と都市的機能とを調和させた快適な住環境圏域の形成」

■実現に向けた視点（課題認識）

（土地利用の問題点）

- ・本市の 8 割以上を占める森林について、次世代に豊かな森林空間を継承していくことが必要である。
- ・豊川をはじめとする大小の河川については、安全面に配慮しつつ親水機能を高める工夫とともに自然生態系に配慮した整備を進めることが必要である。

（都市施設の問題点）

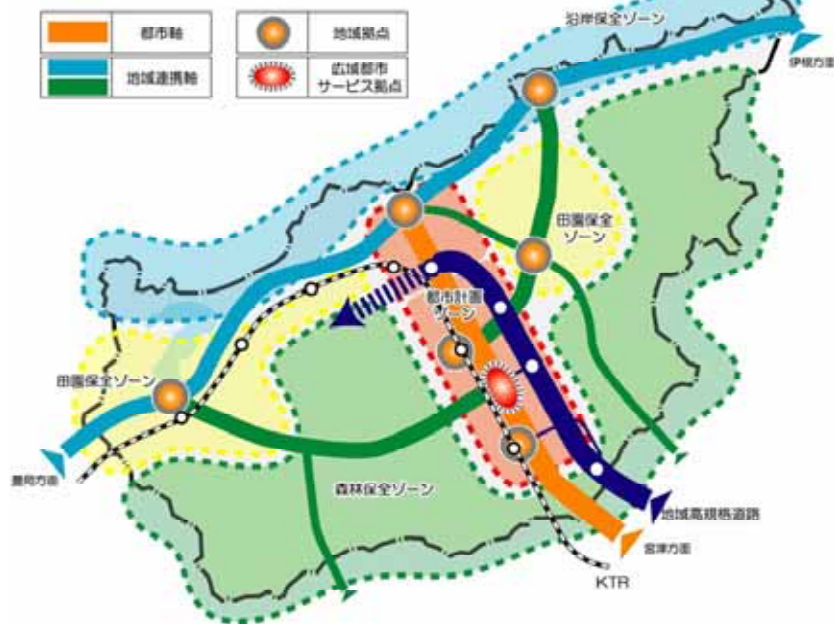
- ・公園・緑地について、豊かな自然や地域の文化・伝統などを活かした整備が必要である。
- ・河川空間の整備に際しては、自然生態系への配慮や親水性の確保も必要である。

（景観の問題点）

- ・周辺の開発等によって、水や緑の景観資源が失われないよう、積極的な保全を図ることが必要である。

【京丹後市の場合】

■京丹後市まちづくり計画都市構造図



■京丹後市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標像

「地域高規格道路を活かし 新・丹後王国にふさわしい 交流創造都市をめざす」

■実現に向けた視点（課題認識）

（交通条件の改善）

- ・高齢化が進んでいることから、自家用車だけに依存する交通体系でなく、鉄道（北近畿タンゴ鉄道（KTR））やバス、タクシーなどを効果的に組み合わせた公共交通体系の構築が必要である。

（地域経済の活性化）

- ・日本海の優れた自然を活かした観光資源に磨きをかけるとともに、資源相互を結びつけるネットワークを強化する必要がある。
- ・地場の新鮮な食材を活用した食料品加工や、ちりめん産業の新たな展開などにとっては、地域のブランド化が重要であり、そのための環境保全や魅力の向上が必要である。

（自然環境の保全と開発の調和）

- ・広大な市域面積の大半を占める森林、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園に指定されたリアス式の海岸線、市域界と分水界がほぼ一致する閉じた水循環環境などは、それ自体が貴重な価値であり、適切な維持管理を通じた保全を図る必要がある。
- ・都市的土地利用を進めるに当たっては、主要産業である良質な農業や漁業の維持発展、水環境への負荷の低減などに配慮し、開発と保全のバランスある明確な土地利用の区分を図ることが重要である。

（暮らしやすさの向上）

- ・市民生活に密着し、歩いて暮らせるまちの地域拠点としての生活支援機能を維持充実する必要がある。

3-6-2 取組施策のイメージ

(1) 公共交通機関の利用促進等

1) 取組の考え方

公共交通機関の利用促進

- ・農山漁村・離島等の集落においては、過疎化や高齢化等により、利用者の減少によって採算を確保できなかった鉄道やバス路線の廃止により多くの交通不便地域等を抱えている状況にあり、住民の移動は自動車に頼らざるを得ない状況にある。低炭素都市・地域づくりを推進するためには、自動車の過度な利用を減少させ、誰もが不自由なく移動できる交通環境を創出することが必要であり、そのためにはコミュニティバスや乗合タクシー等、地域の実情に即した交通手段の導入が必要と考える。
- ・バスの利便性向上としては、バスレーンやバスベ이의整備等によるバスの走行環境の改善やバスロケーションシステムの導入、また、ノンステップバスの導入等によるバリアフリー化が考えられる。

環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進

- ・自動車からの二酸化炭素排出量を削減するためには、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車をはじめとする環境対応車の普及促進を図ることが必要不可欠となる。また、環境対応車の普及促進を図ると同時に、環境対応車を含む全ての自動車において、エコドライブなどの最適な利活用の推進を図ることが重要となる。

2) 市町村アンケート結果から見る自治体の取組動向

アンケート調査の結果から、農山漁村・離島等の集落における公共交通機関の利用促進、環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進について、「多くの自治体で既に取り組んでいる施策」や「多くの自治体で取組意向を示している施策」は次図のとおりであり、低炭素都市・地域づくりの熟度に合わせた施策の推進が重要である。

(アンケート調査から見る施策の取組熟度)

公共交通機関の利用促進に関する調査結果

多くの自治体で取り組んでいる施策

- ・バス路線の新設・延伸や停留所の新設・改良
- ・都市・地域づくりに関する将来ビジョンへの位置付け
- ・ノンステップバス導入等による車両の改善

多くの自治体で取組意向を示している施策

- ・交通結節点の高度化、鉄道、バス等の乗換えのシームレス化
- ・バスの走行環境の改善やバスロケーションシステムの導入
- ・モビリティ・マネジメントの実施等による啓発活動

回答者数 27

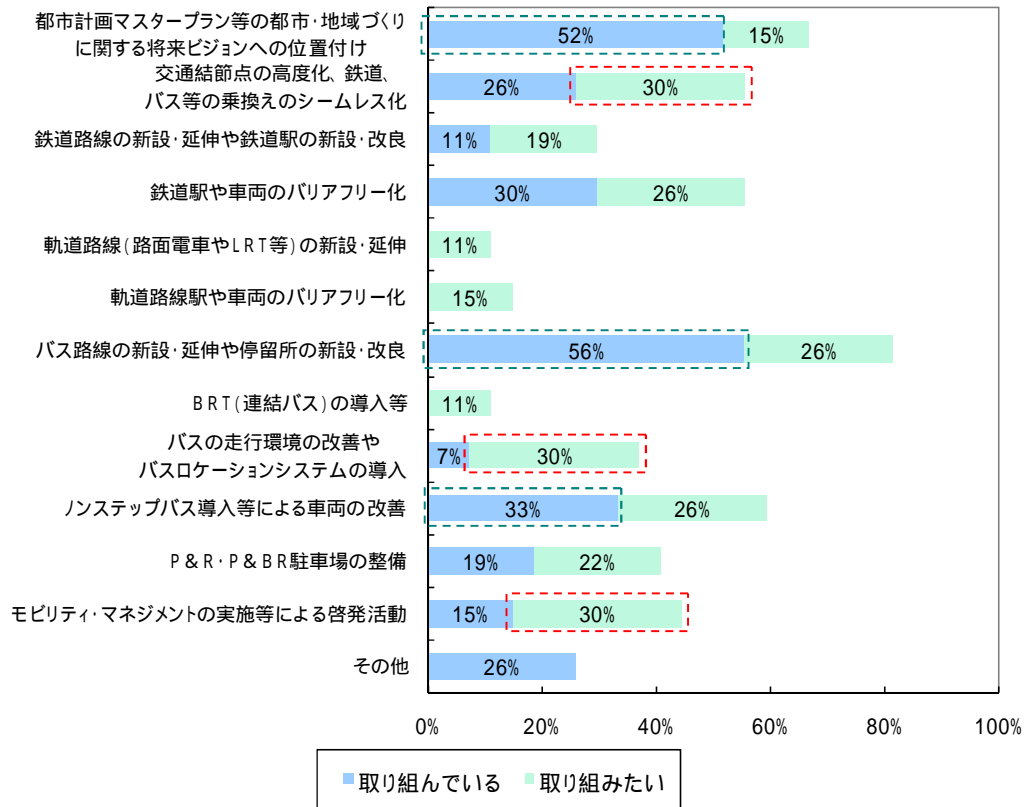


図 市町村アンケートの結果

[農山漁村・離島等の集落での「公共交通機関の利用促進」の取組状況（Q3×Q6 クロス集計）]

環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進に関する調査結果

多くの自治体で取り組んでいる施策

- ・環境対応車の購入・利用の支援
- ・エコドライブの意義・必要性の普及・啓発
- ・関連する国の補助制度等に関する情報提供

多くの自治体で取組意向を示している施策

- ・電気自動車等の充電施設等の整備
- ・自動車の低炭素性能に関する住民の意識・知識の向上

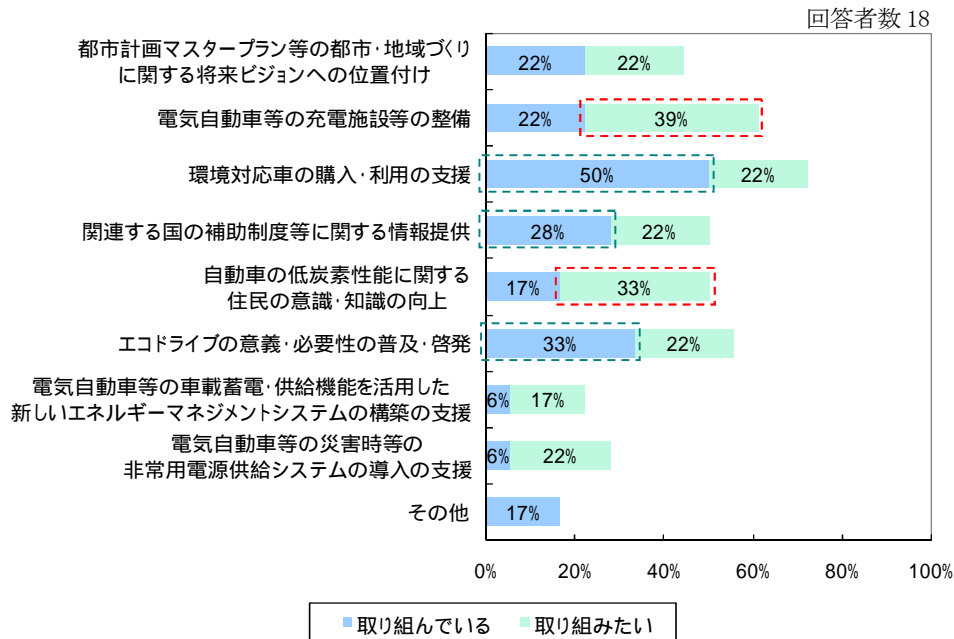


図 自治体アンケートの結果

[農山漁村・離島等の集落での「環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進」の取組状況 (Q3×Q12 クロス集計)]

3) 施策展開のモデル

前述 2)の市町村アンケートにおける施策の取組状況の結果から、多くの自治体取り組み、又は取り組む意向を持っている施策の順に Step1～Step2 として列挙し、施策に取り組む手順の一例をモデルとして以下に示す。

ただし、必ずしもこの順序である必要はなく、自治体の状況に応じて、順次、低炭素都市・地域づくりに取り組むことも考えられる。また、「将来ビジョンへの位置付け」は、自治体としての政策の方向性や目標（目標値）を共有化し、関係各課の役割分担や庁内連携の方策などを決定するために重要であることから、以下に掲げる施策の順序にかかわらず、まずはこうした計画へ位置付けることが望まれる。

公共交通機関の利用促進に関する施策展開モデル

- 【Step1】** ■バス路線の新設・延伸や停留所の新設・改良
- 先行事例→[i) コミュニティバスの導入（設楽町・東栄町・豊根村）]
- 将来ビジョンへの位置付け
- ノンステップバス導入等による車両の改善
- 先行事例→[ii) EVオンデマンドバス・タクシー導入（実証実験）（五島市）]
- 鉄道駅や車両のバリアフリー化
- 交通結節点の高度化、鉄道、バス等の乗換えのシームレス化
- モビリティ・マネジメントの実施等による啓発活動
- P & R、P & B R駐車場の整備
- バスの走行環境の改善やバスロケーションシステムの導入
- 鉄道路線の新設・延伸や鉄道駅の新設・改良
- 軌道路線駅や車両のバリアフリー化
- 軌道路線（路面電車やL R T等）の新設・延伸
- 【Step2】** ■B R T（連結バス）の導入等

施策
展開

環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進に関する施策展開モデル

- 【Step1】** ■環境対応車の購入・利用の支援
- 先行事例→[i) エコカーの普及拡大（宮古島市）]
- 先行事例→[ii) バイオエタノールの運輸燃料利用（宮古島市）]
- 電気自動車等の充電施設等の整備
- エコドライブの意義・必要性の普及・啓発
- 関連する国の補助事業制度等に関する情報提供
- 自動車の低炭素性能に関する住民の意識・知識の向上
- 将来ビジョンへの位置付け
- 電気自動車等の災害時等の非常用電源供給システムの導入の支援
- 電気自動車等の車載蓄電・供給機能を活用した新しいエネルギーマネジメントシステムの構築の支援
- 【Step2】**

施策
展開

【参考】

- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画への記載が想定される事業等

（公共交通機関の利用促進）

鉄道の利便性向上

- ・鉄道路線の新設・延伸・改良
- ・駅の新設・改良
- ・駅や車両のバリアフリー化
- ・利用者が利用しやすい運賃設定や共通乗車船券等の充実
- ・運行ダイヤの改善
- ・自家用車から鉄道による通勤への転換促進
- ・バス等への乗継円滑化、駅前広場の整備

- ・ 駅等における再生可能エネルギー発電設備の設置

バスの利便性向上

- ・ バス路線・停留所の新設
- ・ ノンステップバス、低公害車の導入

公共交通機関の利用促進のためのその他の事項

- ・ シンポジウムや交通教室の開催
- ・ エコ通勤の実施

（環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進）

電気自動車等の環境対応車の普及促進

- ・ 電気自動車等の導入に関する事項
- ・ 電気自動車等の充電施設に関する事項

自動車の最適な利活用の推進

- ・ エコドライブの推進

出典：低炭素まちづくり計画作成マニュアル

4) 先行事例

公共交通機関の利用促進

）コミュニティバス（おでかけ北設）の導入（設楽町・東栄町・豊根村）

- ・ 設楽町・東栄町・豊根村の2町1村が連携し、隣接する新城市の東栄病院への通院、地域内の田口高校への通学の利便性の向上、近隣市・鉄道駅への基幹の路線として「基幹バス」を運行している。
- ・ また、バスの走っていない地区をカバーするために、電話予約式の「予約バス」を導入している。



（おでかけ北設 基幹バスの路線イメージ）

出典：北設楽郡地域公共交通総合連携計画（概要版）

）EVオンデマンドバス・タクシー導入（実証実験）（五島市）

- ・EVとITSを活用して、オンデマンドバス・タクシー等による高齢者の医療施設への送迎、街中への買い物、集会場への送迎等高齢者の活性化を行うとともに、そのバス・タクシーにEVを導入し、振動や騒音が少なく乗り心地の良いEVの特性から、環境にも高齢者にも優しい地域交通を実現する。
- ・これらのバスやタクシーは、週末など、医療施設が休みで地元住民の利用が少ないときには、観光客向けとしても活用し、多用途に用いることで稼働率を上げ、運用コストを低減させる。
- ・また、EV充電における待機時間の問題やプラグインの困難さなどの解消のため、非接触（ワイヤレス）給電EV車両の開発と導入も並行して進める。



（電気自動車による観光）



（電気自動車とITSの活用）

実施主体：東京大学、五島市、新上五島町、長崎県、民間企業など

出典：環境未来都市提案書（五島市長、新上五島町長、長崎県知事）及び動き出した「長崎EV&ITS（エビッツ）プロジェクト」～地方から始まる路車協調ITSと電気自動車の普及戦略～ 東京大学生産技術研究所

環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進

）エコカーの普及拡大（宮古島市）

- ・電気自動車が普及するのに適した環境（島内1周約50km）を活かし、電気自動車や充電設備を積極的に導入している。
- ・また、バイオエタノール車やプラグインハイブリット車等のエコカーが走行できる環境（インフラ等）整備を行っている。

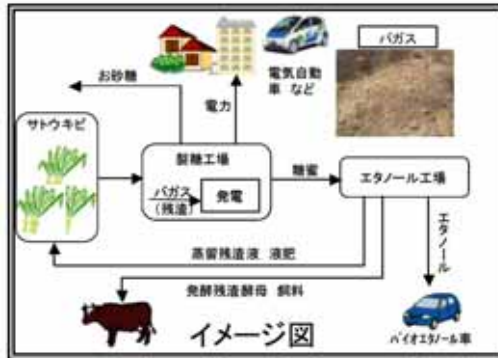


（エコカーの普及拡大）

出典：環境モデル都市構想HP

）バイオエタノールの運輸燃料利用（宮古島市）

- ・サトウキビの製糖後に副産物として発生する糖蜜からバイオエタノールを生産し、自動車等の燃料として利用する。現段階ではE3（エタノール3%混入）だが、E10さらにはE100を目指していく。



E3供給車

出典：環境モデル都市構想HP

5) 公共交通の利用促進等に関する支援策

表 公共交通機関の利用の促進に関する予算上の措置

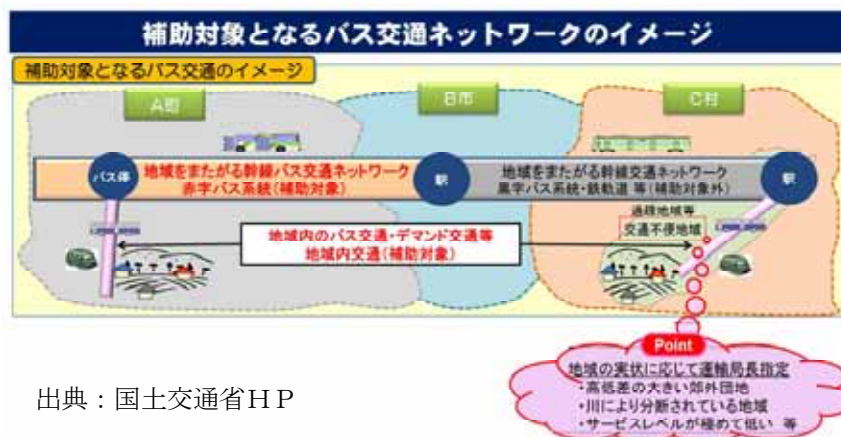
事業名	概要	補助率	管轄省庁
地域公共交通確保維持改善事業 ※次図参照	バス交通の確保維持、公共交通のバリアフリー化・利用環境改善（LRT、BRT導入、ICカード導入）等を支援	1 / 3等	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局企画 観光部交通企画 課 TEL052-952- 8006
都市鉄道利便増進事業 （速達性向上事業）	既存の都市鉄道ネットワークを有効活用した連絡線の整備、相互直通化等に要する経費について支援	補助対象経費の1 / 3以内	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局鉄道 部計画課 TEL052-952-8033
幹線鉄道等活性化事業 [1]旅客線化 [2]連携計画事業	[1]大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備に要する経費について支援 [2]地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法の総合連携計画に基づき、利便性向上を図るための施設整備に要する経費について支援	[1]補助対象経費の2 / 10以内 [2]補助対象経費の1 / 3以内	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局鉄道 部計画課 TEL052-952-8033
都市鉄道整備事業 （地下高速事業）	新線建設費、耐震補強工事及び駅のバリアフリー化等のための大規模改良工事費を支援	補助対象経費の35%以内	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局鉄道 部計画課 TEL052-952-8033

鉄道駅総合改善事業 （総合改善事業） （連携計画事業）	以下の項目の支援を行う。 ・鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るため、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等都市側の事業と一体的に行う鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等の駅機能の総合的な改善を行う事業に要する経費 ・既存の鉄道駅の改良と一体となって行う、保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化（コミュニティ・ステーション化）を図るための施設整備に要する経費	補助対象経費の2/10以内 補助対象経費の1/3以内	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局鉄道部計画課 TEL052-952-8033
都市・地域交通戦略推進事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成 25 年度より、フリンジ駐車場など駐車場の整備に係る限度額要件の見直し（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局 建政部都市整備課街路係 TEL052-953-8573
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成 25 年度より、低炭素まちづくり計画を国として特に推進すべき施策に位置付けることで、通常国費率 40%を 45%へ拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局 建政部都市整備課都市再生係 TEL052-953-8573

※平成 25 年度国土交通省関係予算決定概要

（地域公共交通確保維持改善事業）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の関係者の取組を支援する。



出典：国土交通省HP

表 公共交通機関の利用の促進に関する税制上の措置

税制上の特例	概要
低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る課税標準の特例	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の軽減
都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る課税標準の特例	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により第三セクター等が取得する鉄道施設等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減
鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する安全性向上設備に係る固定資産税の軽減

出典：国土交通省HP

表 自動車の低炭素化に関する予算上の措置

事業名	概要	補助率	管轄省庁
地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 ※次図参照	他の地域等の電気自動車導入を誘発するような先駆的事业を行う事業者等による電気バス、電気タクシー、電気トラックの導入を支援	・電気バス ：車両本体価格の1/2 ・電気タクシー ：車両本体価格の1/3	国土交通省 中部運輸局自動車交通部旅客第一課 TEL052-952-8035
環境対応車普及促進対策	自動車運送事業者等による環境対応車（CNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラック）等の導入を支援	車両本体価格の1/4等	国土交通省 問合せ先： 中部運輸局自動車交通部旅客第一課 TEL052-952-8035
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車）及び充電施設の導入を支援	同格のガソリン車との価格差の1/2以内等	経済産業省 問合せ先： 中部経済産業局資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 TEL052-951-2792
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成25年度より、低炭素まちづくり計画を国として特に推進すべき施策に位置付けることで、通常国費率40%を45%へ拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局建政部都市整備課都市再生係 TEL052-953-8573

※平成25年度国土交通省関係予算決定概要

（地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業）

地域や自動車運送事業者による電気自動車（バス、タクシー及びトラック）の集中的導入等であって他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組について、事業計画を外部有識者により評価し、優れた計画を選定して支援する。



出典：国土交通省HP

表 自動車の低炭素化に関する税制上の措置

税制上の特例	概要
環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税等の減免措置（エコカー減税）	環境性能に優れた自動車について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に、新車新規検査を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税等を減免（免税、75%・50%軽減）。
低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化特例）	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、平成 24、25 年度中に新車新規登録した場合、当該年度の翌年度分の自動車税を軽減（50%・25%軽減）。また、新車新規登録から一定年数を経過したものについて自動車税を概ね 10%重課。

出典：国土交通省HP

(2) 持続可能な面的エネルギー・システム

1) 取組の考え方

民間建築物等の低炭素化の促進

- ・住宅を含む既存の建築物の性能や居住者等の行動の低炭素化に関する診断を実施すること等が有効と考えられる。
- ・建築物の所有者及び管理者からの建築物の低炭素化に係る相談への対応が考えられる。
- ・国及び都道府県の補助制度や税制優遇措置等に関する分かりやすい情報提供が必要と考えられる。
- ・建築物を低炭素化した場合の効果や低炭素化の必要性等に関する情報提供が必要と考えられる。

2) 市町村アンケート結果から見る自治体の取組動向

アンケート調査の結果から、農山漁村・離島等の集落における民間建築物等の低炭素化の促進について、「多くの自治体で既に取り組んでいる施策」や「多くの自治体で取組意向を示している施策」は次図のとおりであり、低炭素都市・地域づくりの熟度に合わせた施策の推進が重要である。

なお、「民間建築物等の低炭素化の促進」については、農山漁村・離島等の集落の市町村アンケート調査結果の回答が少なかったことから、都市・地域の区分を行わずに集計している。

(アンケート調査から見る施策の取組熟度)

民間建築物等の低炭素化の促進に関する調査結果

多くの自治体で取り組んでいる施策

- ・都市・地域づくりに関する将来ビジョンへの位置付け
- ・建築物の低炭素化の必要性等の普及・啓発
- ・関連する国の補助制度等に関する情報提供

多くの自治体で取組意向を示している施策

- ・建築物の低炭素化の必要性等の普及・啓発
- ・関連する国の補助制度等に関する情報提供
- ・HEMS等のエネルギー管理システムの設置の支援

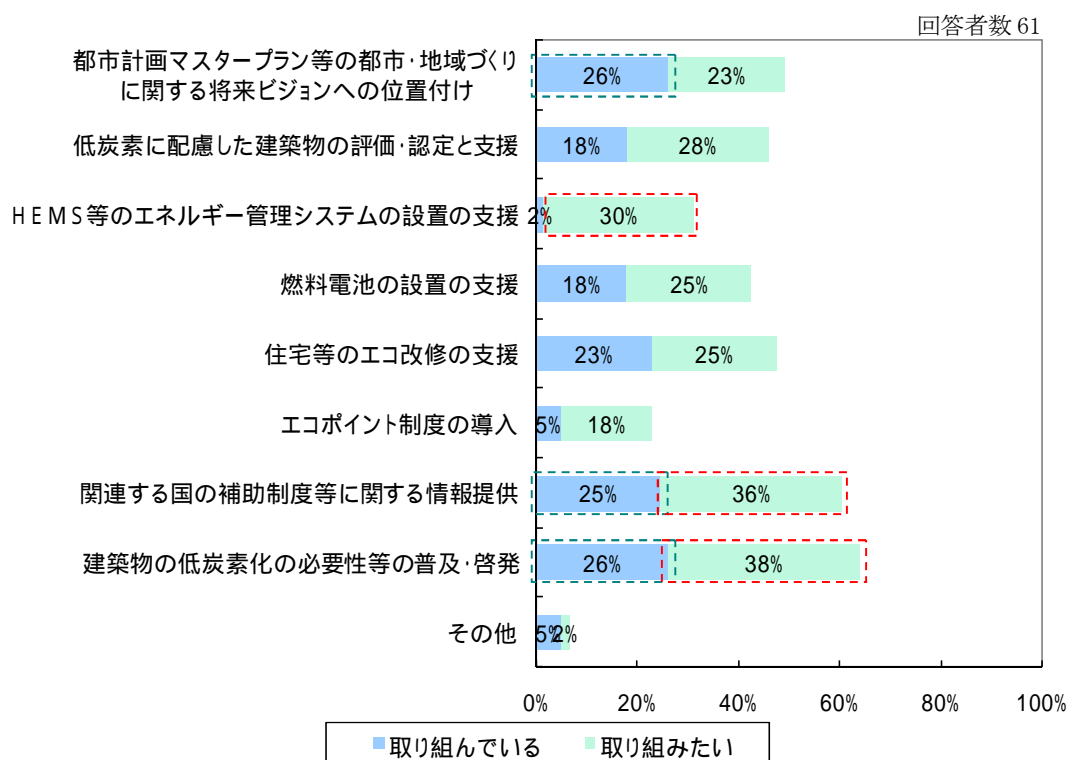


図 市町村アンケートの結果

[「民間建築物等の低炭素化の促進」の取組状況 (Q11 単純集計)]

3) 施策展開のモデル

前述 2)の市町村アンケートにおける施策の取組状況の結果から、多くの自治体が行き組み、又は取り組み意向を持っている施策の順に Step1～Step2 として列挙し、施策に取り組む手順の一例をモデルとして以下に示す。

ただし、必ずしもこの順序である必要はなく、自治体の状況に応じて、順次、低炭素都市・地域づくりに取り組むことも考えられる。また、「将来ビジョンへの位置付け」は、自治体としての政策の方向性や目標（目標値）を共有化し、関係各課の役割分担や庁内連携の方策などを決定するために重要であることから、以下に掲げる施策の順序にかかわらず、まずはこうした計画へ位置付けることが望まれる。

民間建築物等の低炭素化の促進に関する施策展開モデル

- 【Step1】**
- 建築物の低炭素化の必要性等の普及・啓発
 - 関連する国の補助制度等に関する情報提供
 - 将来ビジョンへの位置付け
 - 住宅等のエコ改修の支援
 - 低炭素に配慮した建築物の評価・認定と支援
 - 先行事例**→[i) 住宅用太陽光発電関連の補助金（南知多町）]
 - 燃料電池の設置の支援
 - HEMS等のエネルギー管理システムの設置の支援
- 【Step2】**
- エコポイント制度の導入

【参考】

- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画への記載が想定される事業等

（建築物の低炭素化の促進）

- ・ 住宅を含む既存の建築物の性能や居住者等の行動の低炭素化に関する診断の実施
- ・ 建築物の所有者及び管理者からの建築物の低炭素化に係る相談への対応
- ・ 国（及び都道府県）の補助制度や税制優遇措置等に関する情報提供
- ・ 低炭素化に資するエネルギー消費の抑制方策等の助言
- ・ 建築物を低炭素化した場合の効果や低炭素化の必要性等に関する情報提供
- ・ 既存の建築物の低炭素性能の診断に対する支援
- ・ 既存の建築物の低炭素化のための改修に対する支援
- ・ 公共・民間による低炭素建築物整備のための取組

出典：低炭素まちづくり計画作成マニュアル

4) 先行事例

）住宅用太陽光発電関連の補助金（南知多町）

- ・ 南知多町では、平成 22 年度より地球温暖化対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を支援するため、町内の住宅で太陽光発電システムを設置する者に、設置費の一部を補助する制度を導入している。

○ 補助対象者

- 現在住んでいる町内の住宅に、新たにシステムを設置する人
- 町内にシステム付き住宅を新築する人
- 町内の分譲、建売等のシステム付き新築住宅を購入する人
※ いずれも、設置者本人が居住すること。
※ 住宅には、店舗等併用住宅も含まれます。

ただし、以下に該当する場合は補助対象外となります！

- ◆ 補助金交付申請をした年度の3月10日までに実績報告書が提出できない。
- ◆ 販売目的の住宅
- ◆ 住宅を借りている場合に、賃貸人の承諾が得られない。
- ◆ この補助金制度による補助金の交付を拒否されたことがある。

○ 対象となるシステム：裏面をご覧ください

○ 補助金額：太陽電池の最大出力値(kw)×20,000 円(限度額：8万円)

☆ 最大出力値は、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値で、小数点以下第3位を四捨五入する。
☆ 最大出力値が4kwを超えるものは、4kwを上限とする。
☆ 補助金の額に1,000円未満の round が生じたときは、round は切り捨てる。

【例】システムを構成する太陽電池の最大出力値(kw)が3.665kwの場合
3.67kw×20,000円=73,400円 ⇒ **73,000円(補助金額)**



出典：南知多町HP（住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度）

5) 持続可能な面的エネルギー・システムに関する支援策

表 建築物の低炭素化に関する予算上の措置

事業名	概要	補助率	管轄省庁
住宅・建築物省CO ₂ 先導事業	住宅・建築物の先導的な省CO ₂ 技術に係る建築構造等の整備費等を支援	1/2	国土交通省 問合せ先： 住宅局住宅生産課 TEL03-5253-8111
建築物省エネ改修推進事業	建築物の省エネ改修（10%以上の省エネ）に係る費用等を支援	1/3	国土交通省 問合せ先： 住宅局住宅生産課 TEL03-5253-8111
住宅のゼロ・エネルギー化推進事業	中小工務店によるゼロ・エネルギー住宅の建設を支援	1/2	国土交通省 問合せ先： 住宅局住宅生産課 TEL03-5253-8111
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成 25 年度より、低炭素まちづくり計画を国として特に推進すべき施策に位置付けることで、通常国費率 40%を 45%へ拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局建政部都市整備課都市再生係 TEL052-953-8573

※平成 25 年度国土交通省関係予算決定概要

表 建築物の低炭素化に関する税制上の措置

税制上の特例	概要	
認定低炭素住宅に係る税の特例	所得税最大減税額の引き上げ（住宅ローン減税）	
	居住年	所得税最大減税額引き上げ（10年間）
	平成 24 年	400 万円（一般：300 万円）
	平成 25 年	300 万円（一般：200 万円）
	登録免許税の引き下げ	
	居住年	登録免許税引き下げ
保存登記	0.1%（一般：0.15%）	
移転登記	0.1%（一般：0.3%）	

出典：国土交通省HP

(3) 緑地の保全・緑化の推進

1) 取組の考え方

（緑地の保全）

- ・地域の緑地の保全を進めるに当たっては、都市構造の基盤となる緑地の適切な保全及び管理を図るため、緑地の保全に当たり活用する施策、保全すべき緑地の管理の方法について検討することが考えられる。また、多様な主体によるきめ細やかな緑地の保全を推進するため、NPO等の特定緑地管理機構指定や、当該機構による樹木等管理協定等の取組が考えられる。

（普及啓発）

- ・緑地の保全等は住民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策の一つであり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、都市の低炭素化を促進する趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものであることから、緑地の保全等を通じた普及啓発や多様な主体と連携した取組が考えられる。

（木質バイオマス活用）

- ・都市公園や街路から発生する剪定枝等の植物廃材については、木質バイオマスとして活用することにより、低炭素都市・地域づくりの実現に寄与することが期待できる。

2) 市町村アンケート結果から見る自治体の取組動向

アンケート調査の結果から、農山漁村・離島等の集落における緑地の保全・緑化の推進について、「多くの自治体で既に取り組んでいる施策」や「多くの自治体で取組意向を示している施策」は次図のとおりであり、低炭素都市・地域づくりの熟度に合わせた施策の推進が重要である。

（アンケート調査から見る施策の取組熟度）

緑地の保全・緑化の推進に関する調査結果

多くの自治体で取り組んでいる施策

- ・間伐等による健全な森林の整備促進及び間伐材の再利用
- ・都市公園等の公園緑地の整備
- ・緑化等に関する普及啓発活動

多くの自治体で取組意向を示している施策

- ・公共施設の屋上や壁面等の緑化
- ・都市・地域づくりに関する将来ビジョンへの位置付け
- ・公共施設の敷地の緑化

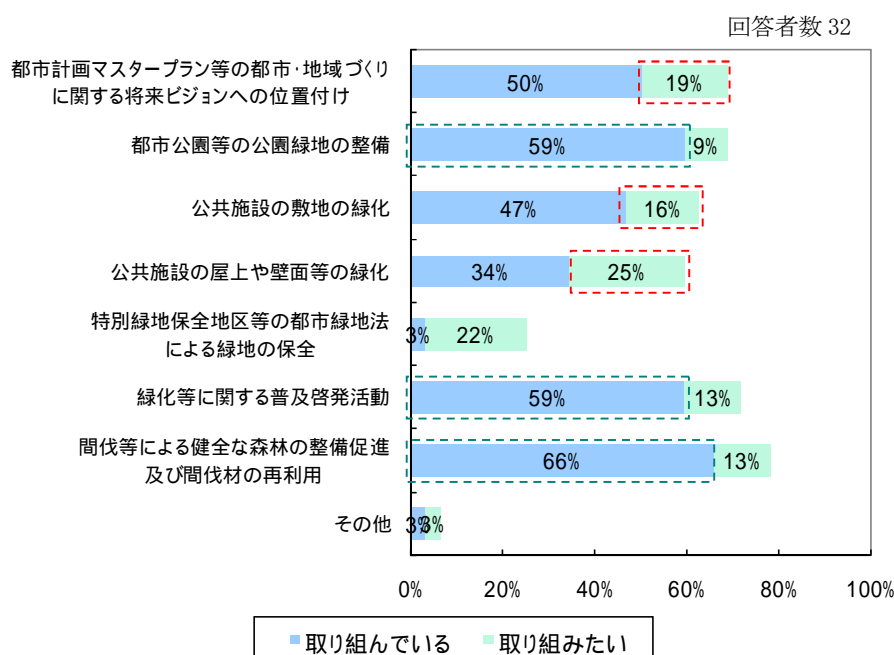


図 市町村アンケートの結果

[農山漁村・離島等の集落での「緑地の保全・緑化の推進」の取組状況（Q3×Q8 クロス集計）]

3) 施策展開のモデル

前述 2)の市町村アンケートにおける施策の取組状況の結果から、多くの自治体取り組み、又は取り組む意向を持っている施策の順に Step1～Step2 として列挙し、施策に取り組む手順の一例をモデルとして以下に示す。

ただし、必ずしもこの順序である必要はなく、自治体の状況に応じて、順次、低炭素都市・地域づくりに取り組むことも考えられる。また、「将来ビジョンへの位置付け」は、自治体としての政策の方向性や目標（目標値）を共有化し、関係各課の役割分担や庁内連携の方策などを決定するために重要であることから、以下に掲げる施策の順序にかかわらず、まずはこうした計画へ位置付けることが望まれる。

緑地の保全・緑化の推進に関する施策展開モデル

- 【Step1】
- 間伐等による健全な森林の整備促進及び間伐材の再利用
先行事例→[i) 木づなプロジェクト（白川町）]
 - 緑化等に関する普及啓発活動
 - 将来ビジョンへの位置付け
 - 都市公園等の公園緑地の整備
 - 公共施設の敷地の緑化
 - 公共施設等の屋上や壁面等の緑化
- 【Step2】
- 特別緑地保全地区等の都市緑地法による緑地の保全

【参考】

■都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画への記載が想定される事業等

- ・特別緑地保全地区など緑地の保全
- ・樹木保全推進区域、保全樹木等基準及び樹木等管理協定
- ・特定緑地管理機構の指定
- ・都市公園及び公共施設における緑化
- ・緑化地域など民有地における緑化の推進
- ・市民参加による緑化活動、コンクールなどの普及啓発
- ・公園緑地などのオープンスペースの確保等による風の道の確保
- ・公園、街路等から発生する剪定枝等の植物性廃材の有効活用

出典：低炭素まちづくり計画作成マニュアル

4) 先行事例

) 木づなプロジェクト（白川町）

- ・地元の東濃ひのきと杉を活用した木造仮設住宅「木づな」プロジェクトがスタートし、試作第一号が美濃白川「クオーレふれあいの里」で常設のコテージとして一般公開された。
- ・間伐材の利用が緑地の保全に繋がるとともに、仮設住宅の役目を終えた後も、移築や部材の再利用が可能で、環境に配慮した構造となっている。
- ・具体的には、以下の項目を目標としている。
 1. 地域材（特に未利用間伐材）を使用した、低コストでの安定供給
 2. 地域の技術・設備で製作可能なパネルの開発
 3. 多彩な移築再利用に対し、高い可変性と対応力のある工法
 4. 再利用の際、構造・断熱性能をグレードアップ可能な工法
 5. 川上と川下が連携した地域型住宅の展開



（木造応急仮設住宅（試作第一号））

出典：東濃ひのき製品流通協同組合HP

5) 緑地の保全・緑化の推進に関する支援策

表 緑地の保全・緑化の推進に関する予算上の措置

事業名	概要	補助率	管轄省庁
都市公園等事業 （社会資本整備総合交付金の基幹事業）	温室効果ガスの吸収源対策等に資する公園・緑地の整備等を支援 平成 25 年度より、温室効果ガスの吸収源対策等に資する都市公園事業の面積要件の拡充等（見込み）※	1 / 3 等	国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局建 政部都市整備課企 画調整第二係 TEL052-953-8573
先導的都市環境形成促進事業の拡充	平成 25 年度より、民間事業者等が行う先進的な緑化技術の開発に対する費用の助成の拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局建 政部都市整備課市 街地整備係 TEL052-953-8573
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成 25 年度より、低炭素まちづくり計画を国として特に推進すべき施策に位置付けることで、通常国費率 40%を 45%へ拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局建 政部都市整備課都 市再生係 TEL052-953-8573

※平成 25 年度国土交通省関係予算決定概要

(4) 再生可能エネルギー等

1) 取組の考え方

太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用

- ・エネルギー利用効率の高いまちづくりを進めるため、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの積極的な利活用を図る。
- ・取組の推進に当たっては、エネルギー関連設備等を設置する場所の確保が課題であることから、太陽光発電等の比較的周辺環境への影響が少ないと考えられる取組については、公共施設等を活用することが有効と考えられる。

2) 市町村アンケート結果から見る自治体の取組動向

アンケート調査の結果から、農山漁村・離島等の集落における太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用について、「多くの自治体で既に取り組んでいる施策」や「多くの自治体で取組意向を示している施策」は次図のとおりであり、低炭素都市・地域づくりの熟度に合わせた施策の推進が重要である。

(アンケート調査から見る施策の取組熟度)

太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用に関する調査結果

多くの自治体で取り組んでいる施策

- ・太陽光発電設備設置の支援
- ・公共施設における太陽光発電設備の設置
- ・再生可能エネルギー活用に関する普及・啓発

多くの自治体で取組意向を示している施策

- ・自治体による小水力発電施設の整備
- ・再生可能エネルギー活用に関する普及・啓発
- ・都市・地域づくりに関する将来ビジョンへの位置付け

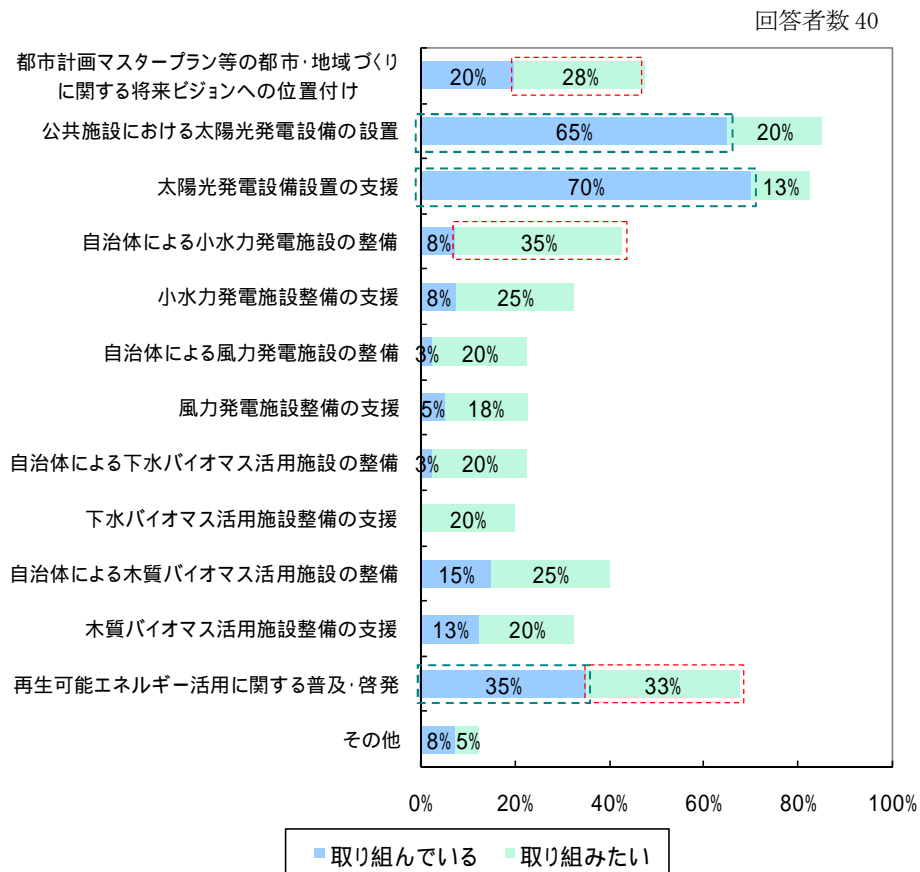


図 市町村アンケートの結果

[農山漁村・離島等の集落での「太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用」の取組状況
(Q3×Q10 クロス集計)]

3) メーカーヒアリング結果から見る民間企業の動向

- ・太陽光発電では、日照条件や高層建築物の有無、面積等の太陽光に適した条件かどうかが重要なので、地域別の長所・短所は一概に言えない。（電力会社）
- ・メガソーラーは、地盤条件の確認など、送電線が近くにあっても必ずしも接続できるとは限らない点に注意が必要である。（電機メーカー）

4) 施策展開のモデル

前述 2)の市町村アンケートにおける施策の取組状況の結果から、多くの自治体
が取り組み、又は取り組む意向を持っている施策の順に Step1～Step2 として列挙
し、施策に取り組む手順の一例をモデルとして以下に示す。

ただし、必ずしもこの順序である必要はなく、自治体の状況に応じて、順次、低
炭素都市・地域づくりに取り組むことも考えられる。また、「将来ビジョンへの位
置付け」は、自治体としての政策の方向性や目標（目標値）を共有化し、関係各課
の役割分担や庁内連携の方策などを決定するために重要であることから、以下に掲
げる施策の順序にかかわらず、まずはこうした計画へ位置付けることが望まれる。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用に関する施策展開モデル

- 【Step1】**
- 公共施設における太陽光発電設備の設置
 【先行事例】→[i) 公共施設への太陽光発電施設設置（白川町）]
 - 太陽光発電設備設置の支援
 - 再生可能エネルギー活用に関する普及・啓発
 【先行事例】→[ii) 大規模新エネルギー発電所の整備（宮古島市）]
 - 将来ビジョンへの位置付け
 - 自治体による小水力発電施設の整備
 【先行事例】→[iii) 小水力発電所の整備（富山市）]
 - 自治体による木質バイオマス活用施設の整備
 - 木質バイオマス活用施設整備の支援
 - 小水力発電施設整備の支援
 - 風力発電施設整備の支援
 - 自治体による風力発電施設の整備
 - 自治体による下水バイオマス活用施設の整備
- 【Step2】**
- 下水バイオマス活用施設整備の支援

【参考】

- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画への記載が想
定される事業等
- ・ 都市公園等における太陽光パネル、蓄電池等の設置

出典：低炭素まちづくり計画作成マニュアル

5) 先行事例

）公共施設への太陽光発電施設設置（白川町）

- ・ 17 kw（1校分）の太陽光発電システムで年間約 17,000 kwh の電気を発電する。
- ・ これは約 4 軒の家庭で 1 年間に使う電力又は 40w の蛍光灯を約 210 箇所 1 年間つけっぱなしにした電力と同量である。
- ・ 1 年間で約 5,300 kg の二酸化炭素を削減することとなり、約 7,000 本の木が吸収する二酸化炭素と同量である。



）大規模新エネルギー発電所の整備（宮古島市）

- ・ 市有地等を活用し、大規模な新エネルギー発電所を整備している。
- ・ 蓄電池等を併せて整備することで、新エネルギーの安定的な供給を実現している。



（大規模新エネルギー発電所の整備）

出典：環境モデル都市構想HP

）小水力発電所の整備（富山市）

a) 河川における小水力発電所の整備

- ・ 再生可能エネルギーの普及・拡大に向けたモデルとなるよう、常願寺川を水源とする常西合口用水において、2箇所の小水力発電所を整備（H24. 3 運転開始）している。



（小水力発電所の整備）

b) 農業用水を活用した小水力発電所の整備

- ・ 農業用水を活用した小水力発電施設を整備し、その発電電力を農業に幅広く活用（施設への電力供給、EVの導入等）することで農山村を活性化し、自立型の自給モデルを確立している。



（農業用水を活用した小水力発電所の整備）

出典：中部圏低炭素都市・地域づくりフォーラム資料

6) 再生可能エネルギー等に関する支援策

表 再生可能エネルギー供給施設の導入に関する予算上の措置

事業名	概要	補助率	管轄省庁
先導的都市環境形成促進事業の拡充	平成 25 年度より、融通、省エネ、創エネの各取組をパッケージとした一体的な支援の実施を拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局 建政部都市整備課市街地整備係 TEL052-953-8573
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）の拡充	平成 25 年度より、低炭素まちづくり計画を国として特に推進すべき施策に位置付けることで、通常国費率 40%を 45%へ拡充（見込み）※		国土交通省 問合せ先： 中部地方整備局 建政部都市整備課都市再生係 TEL052-953-8573
再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業 ※次図参照	再生可能エネルギー発電設備及びそれに付帯する蓄電池や送電線の導入事業を行う事業者に対し、事業費の一部を補助	1 / 10 等	経済産業省 問合せ先： 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 復興センター TEL03-5510-6200

※平成 25 年度国土交通省関係予算決定概要

（再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業）

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電及び地熱発電の発電設備の導入事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等を対象に、事業費の一部を補助。



補助率は発電設備が補助対象経費の 1 / 10 以内、蓄電池及び送電線が補助対象経費の 1 / 3 以内。（ただし、太陽光発電、風力発電については、別途条件あり）

出典：（社）新エネルギー導入促進協議会HP

3-6-3 施策推進に当たっての課題及び留意点

(1) 自治体の取組課題

市町村アンケートの結果から、農山漁村・離島等の集落地における主な課題は、「取組の推進を専任で担当する部署・組織が存在しない」、「取組実施のための具体的なガイドラインや知識がない」となっている。

以下に、市町村アンケートにおいて、農山漁村・離島等の集落地の地域で、それぞれの各取組を行っている（取組予定等を含む）市町村が回答した問題・課題の集計結果を示す。

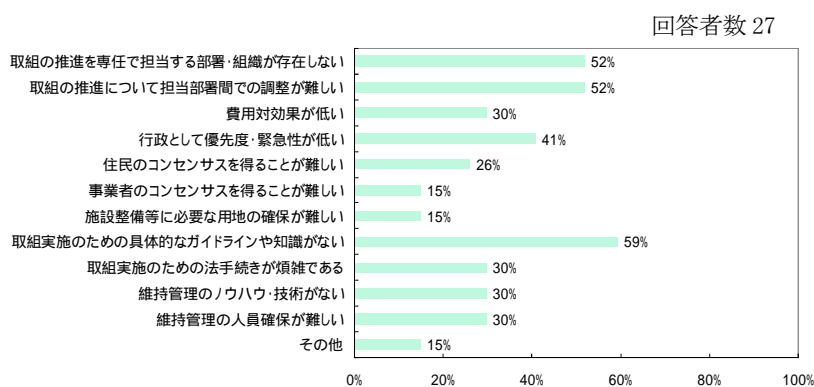


図 公共交通機関の利用促進を行っている市町村の取組課題

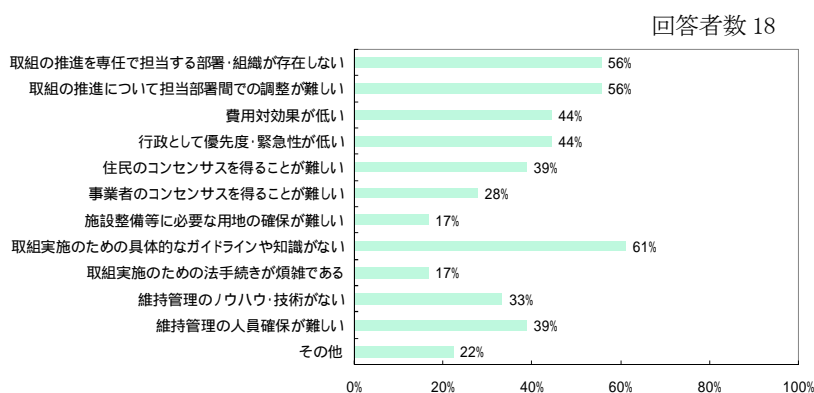


図 環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進を行っている市町村の取組課題

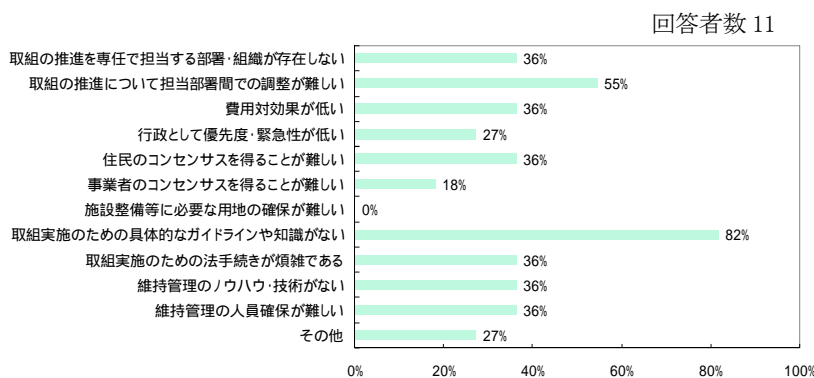


図 民間建築物等の低炭素化の促進を行っている市町村の取組課題

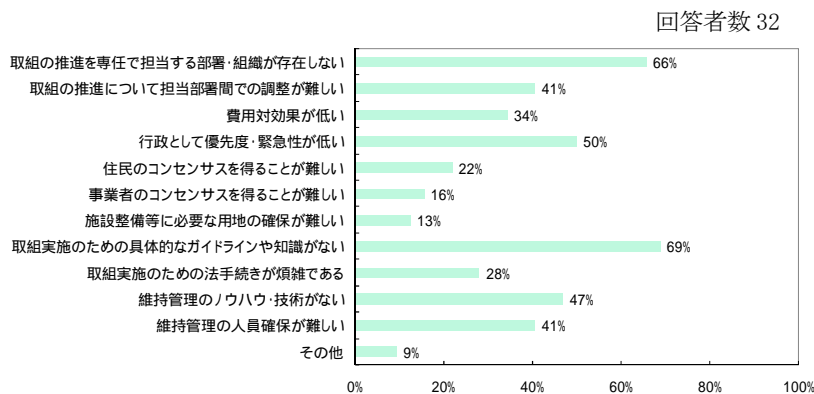


図 緑地の保全及び緑化の推進等を行っている市町村の取組課題

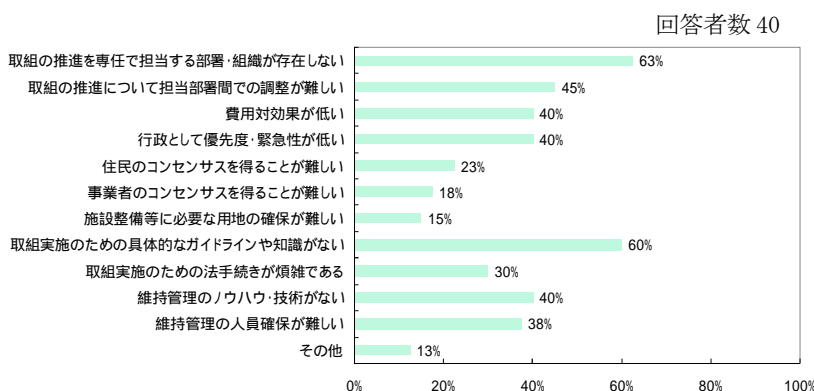


図 太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を行っている市町村の取組課題

(2) 自治体以外の取組課題

- ・木質バイオマスエネルギー利用施設は、収益施設ではないため、整備の9割を補助金で賄うことができたものの、ランニングコストが高く、協同組合の財政を圧迫しており、また、近年、バイオマス発電の原料となる木くずの需要が高まってきており、木くずなどの原料の調達に苦慮している場合もある。

(3) 施策推進に当たっての留意点（自治体ヒアリング等の結果から）

（庁内調整）

- ・農山漁村地域には小規模な自治体が多く、都市部の規模の大きな自治体のように低炭素都市・地域づくりを牽引する専属の部署を配置することは難しい。このため、低炭素都市・地域づくりにおいては、地域計画や産業振興等に係る既存の部署が連携して取組を進めることとなるため、それぞれの役割や担当を明確にするとともに、それらの部署が情報交流を密にすることに留意すること。

（知識習得）

- ・低炭素都市・地域づくりや再生可能エネルギーの活用に関わる取組の知識習得については、例えば、民間のコンサルタントに協力を依頼することのほか、地域に精通しているメーカー等への相談を持ちかけるなど、最新の技術情報の入手とともに地域への適合性などについて、民間事業者等の活用や情報交流に留意すること。

(住民意識)

- ・自治体ヒアリングでは、地域の自然（資源）を大切にしようという住民の意識が高いため、低炭素まちづくりや再生可能エネルギー供給施設の導入についての理解が得られやすく、取組を推進できているとの意見もある。厳しい財政状況の中で、低炭素都市・地域づくりを実現するためには、児童・生徒に対する環境教育の実践や公共的な施設における再生可能エネルギー供給施設の設置による意識啓発など、住民の意識や機運の向上にも留意すること。
- ・大規模な再生可能エネルギー供給施設の導入に伴い、住民が漁業等への影響を懸念する場合も想定されるが、施設導入に伴い、地域産業の活性化等に繋がる仕組を検討するなど、合意形成手法について留意すること。

(地域の活性化)

- ・農山漁村地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の活力が低迷している地域が多いため、低炭素まちづくりや再生可能エネルギー供給施設の立地の際にも、6次産業化への活用など、農林水産業の維持・活性化や雇用の確保などに可能な限り結びつけることに留意すること。
- ・都市的資源の少ない地域においては、自然的資源などの地域の資源を十分に活用した取組、地域の特色に見合った取組の推進に留意すること。